

平成29年度台湾教育旅行調整委託業務仕様書

1. 委託内容

台湾から三重県への教育旅行誘致に係る受入調整業務

2. 委託期間

契約締結日から平成30年3月30日まで

3. 事業の目的

三重県におけるジュニアサミット開催の経験を踏まえ、台湾の高校による教育旅行の誘致を県内市町等と連携して展開していることから、本事業では、台湾からの教育旅行の誘致にあたり円滑な受入調整を行うため、台湾及び日本双方の関係者間の連絡調整等に係る業務を委託するものである。

4. 業務の詳細及び提案

(1) 教育旅行連絡調整窓口の設置

- ・ 三重県への教育旅行に係る台湾の学校及び旅行社等からの相談窓口を設置すること。
なお、台湾側と県との連絡調整を行うため、中国語（繁体字）と日本語を必須とする。
- ・ 対象は台湾全土の高校及び中学校、並びに高雄市内の小学校とする。

(2) 教育旅行受入基盤整備

- ・ 台湾の学校及び旅行社が三重県への教育旅行に係る連絡調整を希望する際に、県及び県内学校等と調整が必要な項目が記載された申込み様式を作成すること。
- ・ 交流受入が可能な学校については、県、市町及び関係団体等と連携して調整を行い、誘致に活用する情報として整理すること。
- ・ 農家民泊及びホームステイ（以下「体験宿泊」という。）については、市町及び関係団体等と連携して受入が可能な地域と調整を行い、誘致に活用する情報として整理すること。
- ・ 視察や体験が可能な施設等については、市町及び関係団体等と連携して調整を行い、誘致に活用する情報として整理すること。

(3) 受入調整（教育旅行の引き合いについて10件程度）

- ・ 台湾の学校及び旅行社等との連絡調整を行うこと。
- ・ 県、県内学校、市町、関係団体及び施設等との連絡調整を行うこと。
- ・ 旅行会社による行程作成に際し、県等との連絡調整を行うこと。

(4) 交流支援（教育旅行の催行について5件程度）

- ・ 学校での交流時における、記念品交換や歓迎に必要な物品の調達等、必要な支援を行うこと。
- ・ 学校交流、施設訪問及び体験宿泊時にアテンドし、受入が円滑に行われるよう支援を行うこと。

(5) その他

- ・ (1)～(4)の業務のほか、台湾から三重県への教育旅行誘致を促進するための取組を行

うこと。（1件以上）

- ・業務の実施状況についてレポートを電子メールで提出すること。（月1回）

5. 納品物、納期、納品場所

下記のとおり期限までに業務実績報告書を提出すること。

- (ア) 納品物 業務実施報告書 2部（印刷物）
- (イ) 納品期限 平成30年3月30日（金）
- (ウ) 納品場所 三重県海外誘客課

6. 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県雇用経済部観光局と協議しながら進めるものとします。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。
- (3) その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

7. 留意事項

- (1) 本事業に係る成果品及び著作権の一切は、三重県に帰属します。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が(2)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

8. 契約方法に関する事項

- (1) 契約は、三重県雇用経済部観光局において行うとともに、契約条項は、三重県雇用経済部観光局において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再

生) 手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の108に相当する金額(1円未満の端数が生じたときは切り捨てます)とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

9. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

10. 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについて、必要に応じて概算払いを可能とするほか、契約条項の定めるところによります。

11. 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。